

貸金業制度等のあり方への提言

社団法人全国貸金業協会連合会

副会長 石井 恒男

《多重債務問題の解決について》

1. 悪質な資金供給者の排除によって、現下の多重債務問題の大半は解決できます。

- 過剰な借入は、資金需要者側の原因や貸金業者の貸付行動等の複合する原因によって引き起こされるもので、ある程度は発生が避け難い事象です。
- 大事なものは、返済困難になる程に過剰な借入れをした多重債務者が生活を破綻してしまうような金融被害者にならないことです。全ては資金供給者のコンプライアンス（法令遵守）にかかっています。
- 現行の法令等の中では、貸金業者は支払能力のない人や支払意思のない人から資金を回収する術はないと言っても過言ではありません。従って、全ての貸金業者が法令等を遵守すれば、多重債務者になったからといって、即ち金融被害者となることにはなりません。回収できない貸金は貸金業者の損失となるだけです。
- なぜ金融被害者となるのか。本質的な原因は法令等を遵守しない悪質な資金供給者の存在です。資金需要者は、困窮していればいるほど、貸し手が悪質であればあるほど、借入をした時から貸し手とは対等ではなくなる傾向があり、貸し手の影響を受けます。貸し手が暴力団等のアウトローの場合は、影響は犯罪被害に等しいものになります。
- 悪質な資金供給者がいかに多く存在するか、別添の資料によって推測されます（東京都貸金業協会の資料 1 頁～4 頁）。これらの資金供給者は、誇大で違法な広告で資金需要者を誘引し、超高利で貸付け、強引な取立等を行い、金融被害者を破綻させていきます。悪質な業務で暴利を得るために、無登録で営業したり、登録しても貸金業協会の会員にならないのです。
- 悪質な資金供給者を排除し根絶するためには、貸金業への参入資格をレベルアップすることが、何よりも有効です。全ての貸金業者が法令等を遵守せざるを得ない貸金業体制を実現し、信用情報機関の利用を義務付けるなど、厳格な与信判断を必要とされれば、過剰貸付は自然に抑止されていきます。過剰な貸付は貸金業者の損失をもたらすだけだからです。
- 貸付総量規制・件数規制が検討されていますが、悪質な資金供給者を放置したままこれを導入することは、最もしてはならない施策です。

2. 貸金業の参入資格を以下のように厳格にすることが、多重債務問題の解決に有効です（行政等の公的な負担を増やすことなく、効率的で実現性が高い）。

- 法令等の遵守を徹底するために、参入時に資格を有する貸金業務取扱主任者を置くことを条件にします。
- 社団法人全国貸金業協会連合会会員の貸金業協会の会員になることを条件にし、加入に当たっては厳格な審査を受け、入会後も、協会の監督と指導の下に営業することになります。協会を除名になれば、業者資格を喪失します（平成17年9月の現在登録業者数16,027、うち協会員数7,345、加入率45.8%）。
- 貸金業協会は、自主規制機能をレベルアップするために、小協会の統合や理事の構成の見直し等の改革を行います。
- 全ての貸金業者もしくは少なくとも信用貸しを行う貸金業者は、信用情報機関に加入することを条件とします（登録業者16,027のうち情報センター加入業者は2,426、加入率15.1%）。
- 全ての貸金業者が、貸付に当たって信用情報機関に照会し、貸付情報を登録しない限り過剰貸付は回避できません。法令や内部規約に違反し、信用情報機関を除名になった場合は、業者資格を喪失します。
- 信用情報機関は、会員の監督・指導等の能力をアップするために、小規模の信用情報機関の統合等の改革を余儀なくされます。

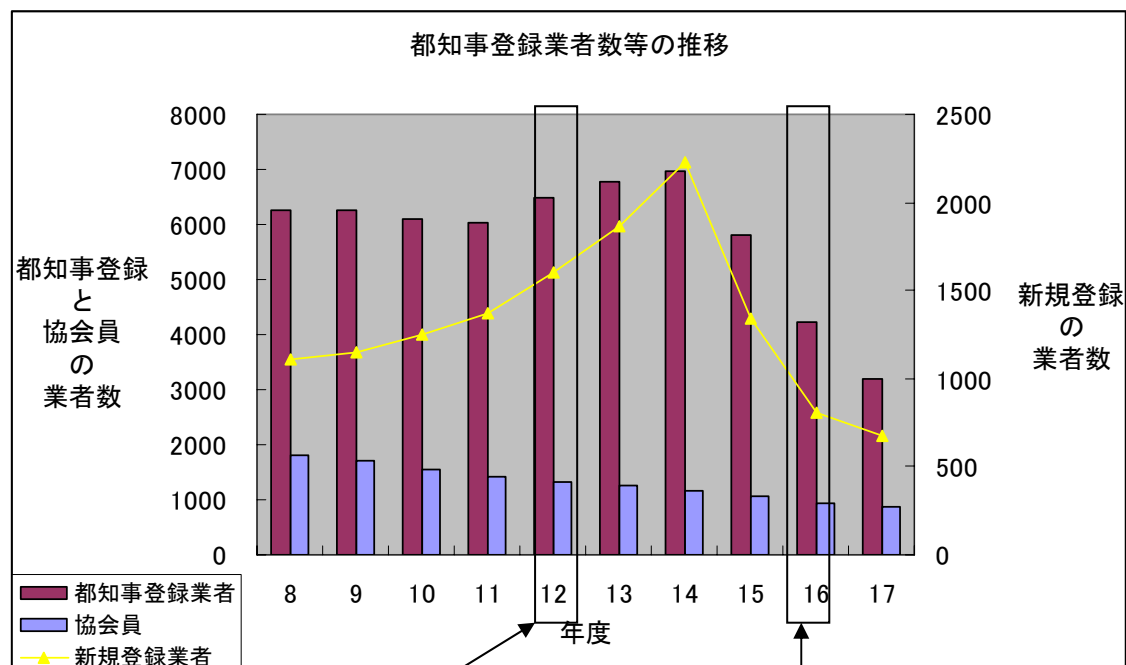
《金利規制について》

- 消費者金融だけでも利用者約2000万人、融資残高約11兆円になる市場は、利息制限法を超える金利の収受が可能であるからこそ存続しております。これが禁止されれば市場は一気に縮小します。その証左に、近時続いた最高裁判決以後、相当数の協会員が貸付を停止したり、貸金業界からの撤退を決断したりしております。融資残高100億円規模の業者も例外でないの実情です。デフレが終息し、市中金利上昇やインフレ率アップが予測されますが、このような経済状況下の金利規制は市場崩壊を招くと言えます。
- 出資法上限金利109.5%の時代も、40.004%の時代も、29.2%の現在でも、資金需要者が支払うに値する金利であると認めているからこそ、市場はこれ程成長したのです。現存する市場を無視するかのように無理な金利規制をすることは、資金需要者の借入れの自由を奪うことにもなります。
- 最も避けるべき施策は、悪質な資金供給者を排除・根絶しないまま過度の金利規制をすることです。
- 過度な金利規制はヤミ市場を発生させます（東京都貸金業協会の資料1～2頁）。借りることのできない資金需要者がヤミ市場を利用する必然性はありませんが、どうしても必要な資金は、所有する動産などの財物を換価するという代替行為を採らざるを得

ません。この場合の処分価格は本来価値の1/5とか1/10になることが推測されます。

- 恒常的な価格規制は、需要者にとってより良い市場を実現するために、してはならないことです。これは歴史の教訓であり、論を待たないことであります。金融市場においても例外ではないと思います。何よりも、法令を遵守する良質な供給者が公正な自由競争をすることによって、より良いサービスが提供されるという真実を大事にすべきです。
- 昨今のマスコミ報道は、問題は金利であり、金利を引き下げれば全て解決するような主張に傾いているようですが、問題の所在はそうではありません。
「角を矯めて牛を殺す」ような施策がされることを懸念しております。

都知事登録業者に占める新規登録業者と都金協会の業者数の推移



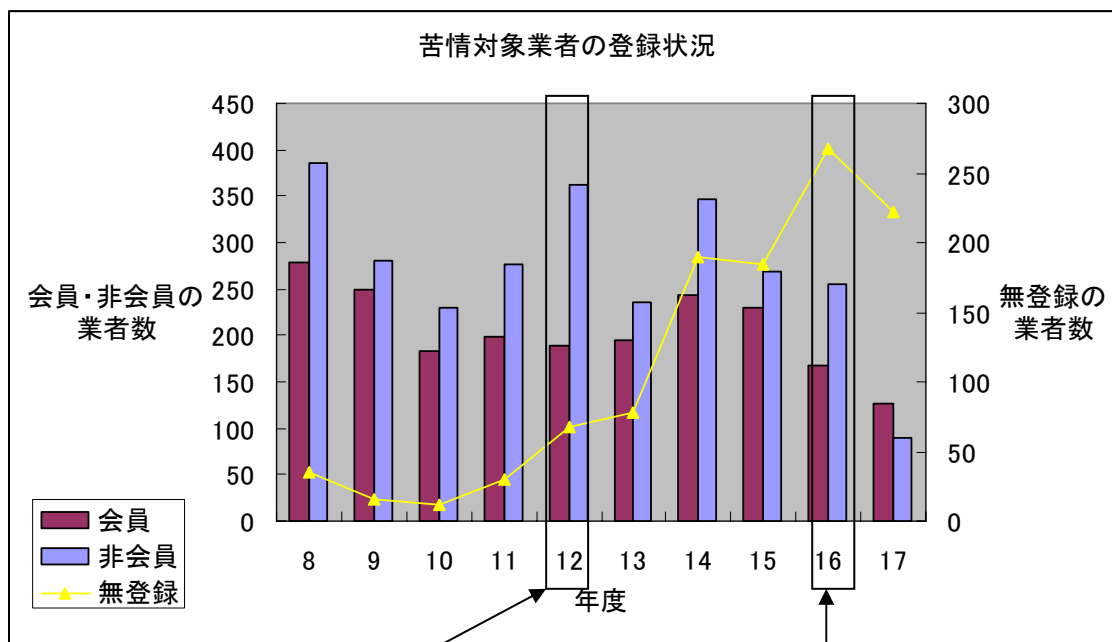
平成12年6月1日より
 上限金利29.2%

平成16年1月1日より
 ヤミ金融対策法施行

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
都知事	6,248	6,253	6,097	6,041	6,476	6,778	6,983	5,816	4,222	3,208
協会員	1,818	1,711	1,544	1,407	1,334	1,258	1,168	1,076	949	886
加入率	29.1%	27.4%	25.3%	23.3%	20.6%	18.6%	16.7%	18.5%	22.5%	27.6%
新規	1,110	1,146	1,248	1,373	1,600	1,860	2,226	1,337	804	672

- * このグラフと表は、東京都知事登録業者に占める都金協会員と新規登録業者の数の推移を表したものである。
- * 数字は、原則として各年度末の数字であるが、平成17年度における都知事登録業者と協会員の数字については、平成18年2月末日の数字となっている。

東京都貸金業協会における苦情対象業者の登録状況

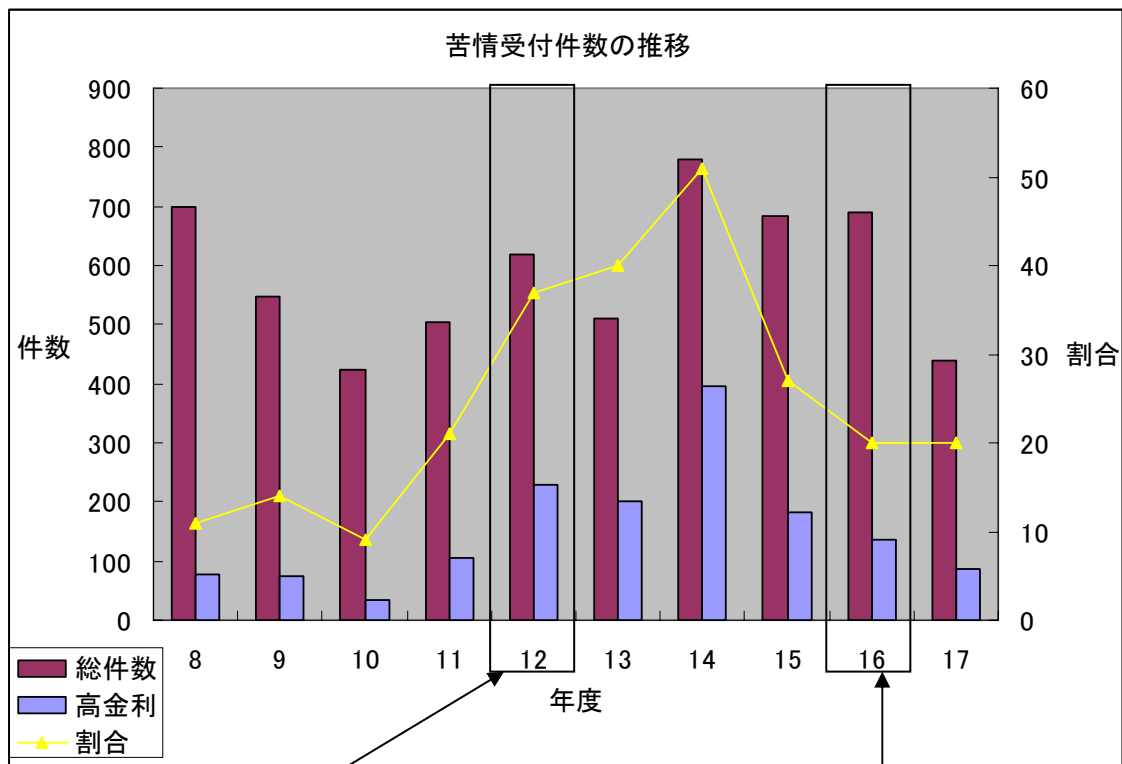


平成12年6月1日より
 上限金利29.2%

平成16年1月1日より
 ヤミ金融対策法施行

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
会員	279	250	183	198	189	195	244	230	168	127
非会員	385	281	230	276	363	236	347	269	256	89
無登録	35	15	12	30	68	78	189	185	267	222
合計	699	546	425	504	620	509	780	684	691	438

東京都貸金業協会における苦情受付件数の推移

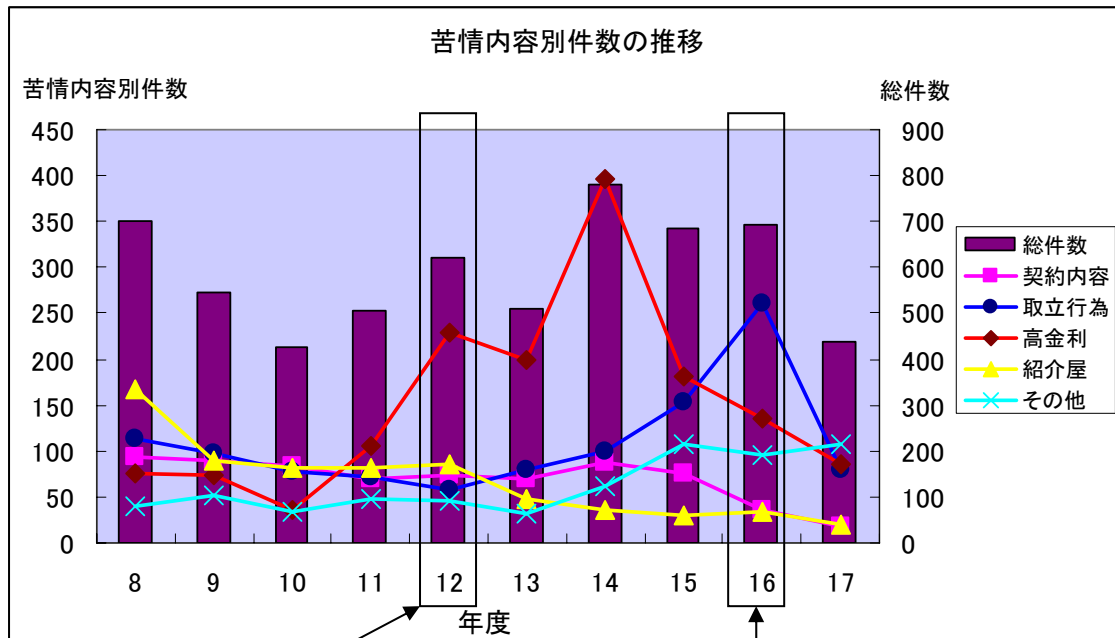


平成12年6月1日より
 上限金利29.2%

平成16年1月1日より
 ヤミ金融対策法施行

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
総件数	699	546	425	504	620	509	780	684	691	438
高金利	76	73	35	105	229	200	397	182	136	86
割合	11%	13%	8%	21%	37%	39%	51%	27%	20%	20%

東京都貸金業協会における苦情内容別件数の推移



平成12年6月1日より
 上限金利29.2%

平成16年1月1日より
 ヤミ金融対策法施行

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
契約内容	93	89	83	69	73	69	88	75	35	18
取立行為	114	98	78	72	57	80	99	154	260	80
高金利	76	73	35	105	229	200	397	182	136	86
紹介屋	335	181	163	163	171	96	71	58	67	38
その他	81	105	66	95	90	64	125	215	193	216
総件数	699	546	425	504	620	509	780	684	691	438

- ①平成11年度まで、苦情のトップは紹介屋関連であったが、平成12年6月の貸金業規制法改正を機に高金利関連がトップになる。
- ②法改正以降と、ヤミ金融問題がマスコミで取上げられるようになった平成14年頃に、高金利関連の苦情が急増している。
- ③平成15年度から高金利関連の苦情が減りだしたのは、平成14年から都庁が悪質業者に対する行政処分を積極的に行い始めたことや、ヤミ金融対策法施行の成果と考えられる。
- ④それに対し「その他」が増えだしたのは、詐欺事犯の増加が一因となっている。